昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成22年6月15日発行第402号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

6
2010

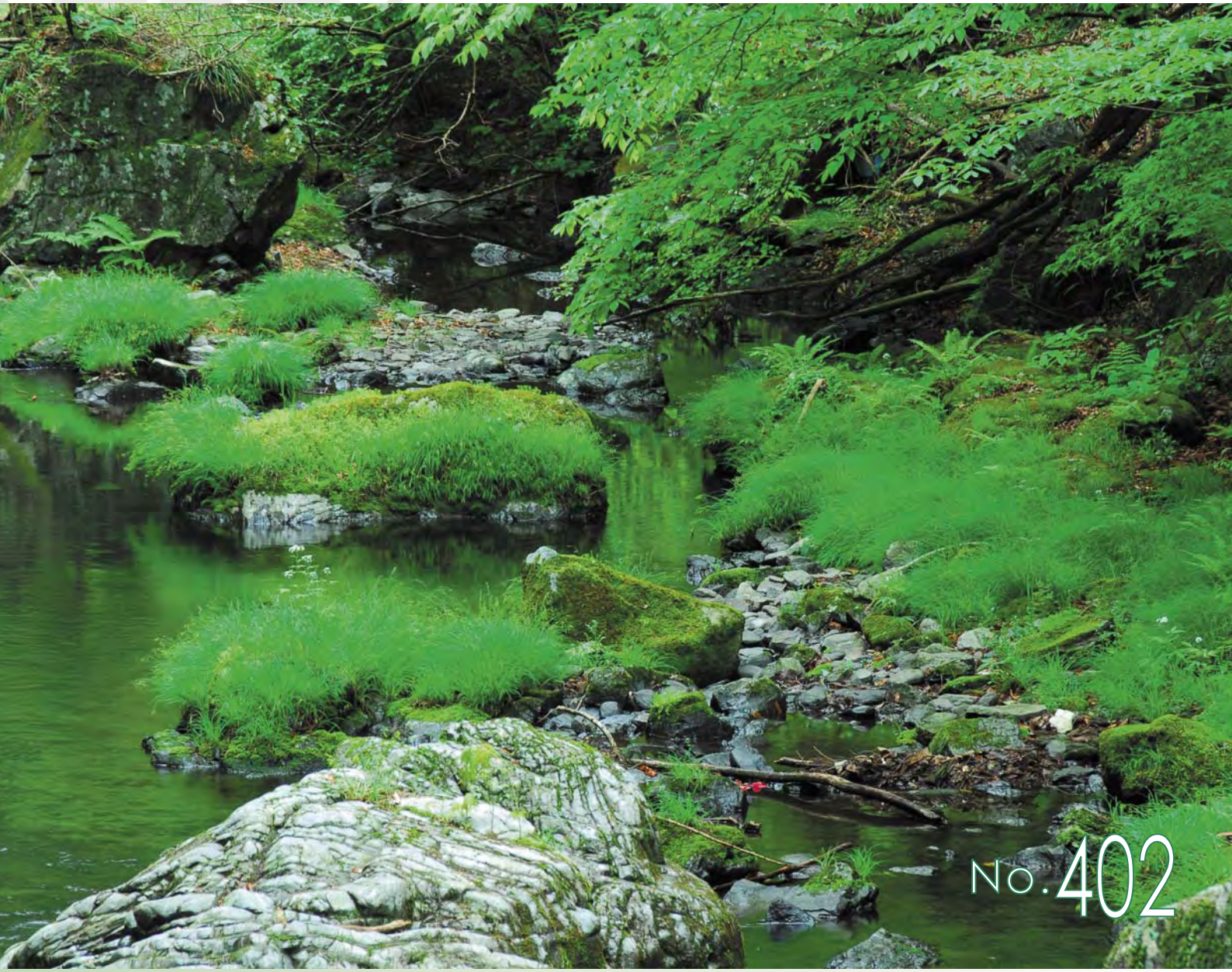

No.402

田沼町

Index

1 貢献
2 業務特集 行政書士法について
5 栃木県行政書士会カレンダー（7月）
6 日行連だより
他会の動きダイジェスト
7 全国女性行政書士交流会INとちぎ開催のお知らせ
8 おじゃましま～す！
9 支局かわら版（宇都宮）
10 支局情報（足利・小山・佐野・那須・宇都宮）
13 アドちゃんの談話室
15 定期総会・定期大会開催
16 木もれび
17 国際業務研究会設立総会 会員募集
18 平成22年度研修会日程表
19 基礎講座・調停人養成PG基礎編②
20 自動車OSS研修会
21 新聞名簿広告掲載募集
22 会員の動き

©高井研一郎
マスコットキャラクター
アドちゃん

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

貢　献

財務経理部長　長岡 辰夫

「貢献」とは広辞苑によると「力を尽くすこと」「寄与」等とある。

私の貢献　そのⅠ

私は今年古希を迎えた。１０年前に約４０年間勤めた銀行を定年退職したが、私自身適職であったか今もって分からない。養老孟司元東大教授は、「仕事とは世の中に開いている穴。この穴の大きさをニーズと言う。穴を埋めると周囲が迷惑しなくなり、それなりのカネが貰えるようになる。これが仕事だ」と言っている。そして妻は「就いた仕事が適職だ。あなたは会社に充分貢献した」と言う。

そのⅡ

定年に伴い、今までの転勤生活から出身地の定住とした。地元の首長から「地元に戻って来たのだから、今まで銀行員生活で培ってきた経営ノウハウを地元に還元して欲しい」との話があり、教育委員、包括支援センター運営委員の就任要請となった。いずれも私にとって全く未知の世界であり、不安もあったが受諾した。昨年２期８年の任期を全うし無事退任した。その間、教育委員長等、重要ポストも経験したが、役所人間と一般民間人と思考のギャップを強く感じることもあった。予算の有効使用、費用対効果、コスト意識の情宣等、折にふれ、提言した。首長は「役所の意識改革に貢献した」と労ってくれた。

そのⅢ

又、定年と同時に行政書士を登録開業した。仕事は人の出生から墓場までの人間生活そのものに関わる仕事である。又、役所と民間とのすき間、穴を埋める格好な職業である。

まちの法律家として、地域社会で存在感のある職業でもある。これから書士会員の諸先輩と更に連携し、仕事に精を出すことが、即社会貢献につながるものと信じ、頑張っていきたいと考えている。

業務特集　行政書士法について

専門業務指導員
青木　裕一

行政書士法は 1951 年（昭和 26 年）2 月 22 日の制定から来年で 60 周年を迎えます。この行政書士法について、「行政書士の業務」のうち特に行政手続の関係を取り上げます。なお、本稿は筆者の個人的な見解を述べたものであり、行政書士に関係する各種団体等の公式的な見解を記したものではないことを御了承願います。

１．行政書士の業務

行政書士制度に基づき行政書士法第１条に定められた「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資すること」の目的を実現するために、行政書士法第１９条第１項の非行政書士による業務の制限及び法第２１条第２号の罰則によって、行政書士法第１条の２第１項に規定される行政書士の業務の独占が担保されています。行政書士法第１条の２第１号では、行政書士が独占業務として作成することができる書類を限定して列挙するのではなく、一般概括的に、法令用語である「その他」によって次の各３つを並列的に規定しています。

（１）官公署に提出する書類(電磁的記録を含む)
（２）権利義務に関する書類
（３）事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む）

そして、行政書士法第１条の２第２項では、その書類作成について「他の法律において制限されている」業務を除く、すべてを行政書士の業務であると構成しています。よって、行政書士法と他の法律を水平的な対等関係において同列に対置して、他の法律で制限されていない[注1]、すなわち他の法律において業務独占とされていない書類作成の業務については、そのすべてが行政書士の業務であるものと解されます。これを次の概念図で示せば、行政書士の業務範囲はＡ（純粋な行政書士業務）及びＢ（共管業務）の領域に該当します。

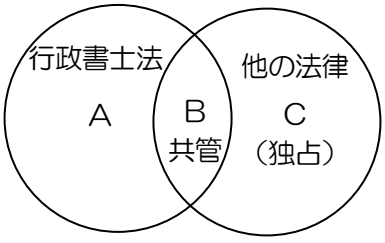

このように行政書士の業務は、他の法律との関連が密接なため、行政書士法に関係する他の法律の解釈とあわせて、他の法律に基づく他士業等との連携を図ることが迅速かつ正確な処理を期する依頼者のためにも重要となります。

◎行政書士法第１条の３等を含む行政書士の業務の概要は次表のとおりです。

区分		業　務　内　容 （他の法律により制限されているものを除く）
書類等作成業務等	主に公法上の業務	①官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。）の作成（行政書士法第１の２、第 19 条第１項、第 21 条第２号） ②行政書士等が行う税務書類の作成（税理士法第 51 条の２、税理士法施行令第 14 条の２） ③1980 年（昭和 55 年）８月末時点に行政書士会に入会している行政書士である者は、当分の間、社会保険労務士法第２条第１項第１号及び第２号の業務をなし得る（行コ 30 頁） ④行政書士が作成することができる書類を官公署に提出する手続において当該官公署に対してする行為についての代理（行政書士法第１条の３第１号、行コ 34～35 頁参照） ⑤代理出頭、行政指導文書の代理請求、実体審査資料の代理対応、代理意思表示、代理照会、許可証・証明書等の代理受領他（行コ 35 頁）、官公署による現場実地調査等にあたっての立ち会い業務、封印取り付け業務その他（法定外業務） ⑥許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為についての代理[注2]（行政書士法第１条の３第１号）、出入国管理及び難民認定法による上陸口頭審理における代理（行政書士法第１条の３第１号の法解釈）
	主に私法上の業務	①権利義務に関する書類の作成（行政書士法第１の２、第 19 条第１項、第 21 条第２号） ②行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること（行政書士法第１条の３第２号） ③契約代理業務（行コ 42～44 頁参照）
		①事実証明に関する書類の作成（実地調査に基づく図面類を含む。）（行政書士法第１の２、第 19 条第１項、第 21 条第２号） ②財務諸表等の財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行等（他の法律で非独占）
相談業務		行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること（行政書士法第１条の３第３号）、法的相談、法規・法制相談業務（行コ 44 頁）

２．官公署に提出する書類等の作成

「官公署」とは、「国又は地方公共団体の諸機関の事務所を意味し、形式上は行政機関のみならず広く立法機関及び司法機関のすべてを含む」ものと解されています（詳解 25 頁）。従って、例えば、簡易裁判所書記官、執行官、法務大臣、司法警察員等に提出する書類の作成等も行政書士の業務であるということができます。行政書士の業務は、関係する官公署が縦割りに限定されていないことから、特定の官公署に縛られず横断的に業務を行えるということに特徴があります。また、官公署に提出する書類であれば、権利義務又は事実証明に関する書類等に限られずに行政書士の業務となり得ます。これらは、行政書士の業務が非常に幅が広いと言われる理由でもあります。

３．「申請代理」業務

1980 年（昭和 55 年）の改正により加えられた「官公署に提出する手続を代わって行い」との規定（成立 190 頁）における「代行」とは「依頼者の決定した意思表示を伝達する事実行為を行う使者の概念に近いもの」（詳解 46 頁）と解されていましたが、2001 年（平成 13 年）の改正により「官公署に提出する手続について代理すること」となり、行政書士が「代理人」として行政手続について代理することが法定業務とされました。さらに、2008 年（平成 20 年）の改正では、「行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続において当該官公署に対してする行為について代理すること」と解釈できることから、行政書士が申請手続等を法律行為として代理することが法定業務となったものと考えられます（行コ 34～35 頁参照）。

４．行政書士法以外の法令による行政書士業務

税理士法第５１条の２（行政書士等が行う税務書類の作成）及び税理士法施行令第１４条の２では、行政書士が業として行える税務書類作成の範囲を定めています。また、出入国管理及び難民認定法施行規則第６条の２第４項第２号にも行政書士の業務が規定されています。このように、行政書士の業務は行政書士法だけではなく、他の法令にもその根拠が法定されていることに留意する必要があります。

５．行政書士の法定外業務

現行の行政書士法において法定内の業務とされている聴聞手続等の意見陳述の代理業務は、2008 年（平成 20 年）の行政書士法第１条の３第１号の改正によって創設的規定ではなく確認的規定として法定化されたものと説かれます（行コ 40 頁）。つまり、これは従前において合法であった当該「法定外業務」が法認され明確となったものです。このことは、行政書士の業務が法定内の業務だけに限らず民法上の委任契約によって個別に設定される「法定外の業務」が含まれることの証左であるといえます。

６．「書類作成」の意義

行政書士業務における「書類作成」は、その契約形態によって①委任（民法第 643 条）に基づき代理人として書類を作成する法律事務の代理（作成代理）と、②準委任（民法第 656 条）による事実行為として書類作成を代行するいわゆる「代書」の２つに区分して捉えることができます。①の行政書士による書類の作成代理は、例えば申請代理や聴聞手続等に係わる意見陳述の代理に関する業務等において、行政書士が自らの法律判断を加えながら書類を作成する行為に該当します[注3]。このような書類の作成では、まず行政書士が依頼者の抱える事案の事情を聴取して依頼の趣旨・目的を確定させて、その目的を実現する方法を行政法に適用し、必要となる行政手続及び関係する私法上の法形式等を依頼者に説明し、現地現場や証明書類を検分する等により事実関係を把握し、それらの事実が行政法における許認可等の法律要件、審査基準（行政手続法第５条第１項）、解釈基準及び自らの法解釈に合致することを判断する要件事実の認定行為や、どのような書類が依頼者にとって有利かを法定書類と実体審査にあたっての任意提出の書類（例えば、農地転用許可申請時の隣接農地に関する同意書）とに法的に区分して対応することなどを含めて、その法的判断に基づき書類を作成し、必要に応じて依頼者に対して作成した書類の役割や法的な意味を説明し、その後に継続する公法上や私法上の手続の助言などを行う全般的な業務であるということができます。②の行政書士による「代書」とは、依頼者の口授に基づいてその趣旨内容に従って書面の作成を代わって行う業務を指します。他の法律で書類作成の制限を受ける業務であっても、依頼者からの依頼のとおりに書類を作成する代書業務については行政書士に固有の業務であると考えられます[注4]。つまり、例えば行政書士が行政不服審査法に基づく審査請求書等の作成について、依頼者が述べたとおりの書類作成を依頼された場合は、行政書士制度の歴史と伝統の象徴でもある「代書」の業務として、これを処理することができるものと解されます。

７．行政書士業務と行政手続法

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする行政手続法では、行政庁は原則として「申請」がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず（行政手続法第７条）、「届出」については届出が形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする（行政手続法第３７

条）と規定していることから、申請や届出は原則的に「受理の概念は存在せず、到達主義である」ものと解されます。よって、行政書士は行政手続法の運用に係わる専門家として行政庁に対する申請や届出の際における行政庁による不受理、返戻、保留といった行為は原則として許されず違法であるという認識のもと、行政庁が誤った法解釈によって法を運用することを監視し、もしそのような事実があれば、断固として自らその信じる法解釈に従って適正な行政手続を実現させる立場にあります。行政書士は決して官公署の補助機関では無いのであり、行政書士は行政法の専門家として法令に違反した官公署の行為を発見したときは、官公署と折衝するなど積極的・主体的に行動し、これを是正させて法令に基づく官公署の義務を実現させる役割、すなわち官公署を監視する監視者としての職掌を持つものと考えられます。

8．行政書士の使命と倫理

行政書士による官公署に提出する書類の作成や行政手続は、憲法第１６条及び請願法に基づく請願書の作成（例規 351 頁）をはじめとした憲法や行政法等の公法関係に基づく地域住民の生活に大きな影響を与える国民の権利利益の保護や救済に係わる重要な業務です。行政法は法律であり、その究極的な目的は正義・公正(Justice)の実現にあります。行政法という法律の運用に携わるプロフェッション(Profession)である行政書士という職業にあって行政書士法第１条に法定されたその目的は、単に行政手続がスムースで国民が便利であれば足りるというだけではなく、その前提として主権者である国民の個人の尊重に原点をおく、基本的人権の保障を基盤とした日本国憲法における「法治国家」の原理と理念に根拠を持つ「法律による行政」のもとに適正な行政手続の実現をはかるため国民の申請権の保障や権利利益の正当な保護と義務の履行に貢献する地位を示すものと理解されます。そして、行政書士が憲法や行政法に係わる公共性を持つ業務の一部を独占する以上は、依頼者の権利利益を擁護するのみならず、依頼者からの委任による一般の私法上の代理関係を超越した特別な公的・社会的な使命が求められます。これが例えば「行政書士倫理」による使命であります。利他的精神(Altruism)に根ざした公共や社会に対する奉仕・貢献の精神を持ち、国民の権利利益を擁護するとともに義務の履行に寄与する行政書士の倫理観のもと、憲法第１３条の個人の尊厳、国民の幸福追求の権利が保障される行政手続[注5]において行政書士が行政法という法律を客観的に判断し自己の良心に従い正しく実現させるべく行政手続を担うこと、これが法律に携わる専門家として、その倫理観や公共性を自覚して職務を遂行する行政書士のあるべき姿であり、ここに行政書士の存在意義の一端を見出すことができるとともに行政書士に対する国民の信頼に応え、行政書士の社会的地位を向上するための道筋があるようにおもわれます。

[注１]他の法律で制限されていない業務の例として、特許原簿への登録の申請手続についての代理、特許料の納付手続についての代理その他の政令で定める手続に係る事項に関する書類等の作成(弁理士法第７５条、弁理士法施行令第７条参照)がある。

[注2]ちなみに、行政書士の聴聞手続の代理業務について「聴聞手続においてみられる程度の紛争は、弁護士法違反ではないとの趣旨と解釈すべきである」（阿部泰隆著『行政法解釈学Ⅱ』〔有斐閣・2009 年〕27 頁）と説かれる。

[注３]行政書士の書類作成について「弁護士法七二条は市井のあらゆる法律事務について弁護士ではない者による取扱いを禁止しているものではなく、一定の事件性（すなわち正常でない事態又は変動を示す案件）を持ったものに限定して禁止していると解されるものである。したがって、一般社会生活において取りかわされる契約書類の作成を法律判断を加えながら行政書士が行うことも、何らの紛議が予想されないものである限り弁護士法第七二条の禁止の対象外である」（詳解 30 頁）と解されている。

[注４]行政書士の業務範囲について「事件性のある法律事務であっても、依頼者の口授どおり作成するような場合、あるいは依頼者が示した文面と全く同じに作成するよう依頼されたような場合は、行政書士の業務として処理できることはいうまでもない。」（詳解 30 頁、行政書士関係法令先例総覧・平成十六年四月二十三日　日行連発第三六六号　徳島県行政書士会会長宛　日本行政書士会連合会会長回答同旨）と解釈されている。

[注５]行政手続について「憲法第 13 条、31 条は、国民の権利、自由が実体的のみならず手続的にも尊重されるべきことを要請する趣旨を含むものと解すべきである」（東京地判昭和 38 年 9 月 18 日行裁例集 14 巻 9 号 1666 頁・行政処分取消請求事件）旨判示されている。

【引用文献とその略記表記】
成立：後藤紘和著『行政書士制度の成立過程』〔ぎょうせい・1989 年〕
詳解：地方自治制度研究会編集『詳解行政書士法』〔ぎょうせい・2000 年〕
行コ：兼子仁著『行政書士法コンメンタール』第 4 版〔北樹出版・2010 年〕
例規：栃木県行政書士会関係例規集〔栃木県行政書士会・2006 年改訂版〕

【参考文献】
松沢智著『新版・税理士の職務と責任』〔中央経済社・1991 年〕
大阪青年司法書士会編『建物明渡事件の実務と書式』〔民事法研究会・2006 年〕

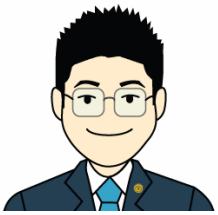

専門業務指導員
青 木 裕 一

栃木県行政書士会カレンダー（7月）

日		予　定	時　間	主　催
1	木	総務部会	13:30～	総務部
3	土	女性行政書士交流会		
4	日	女性行政書士交流会		
5	月	財務部会	13:30～	財務経理部
		会計精査	14:00～	財務経理部
6	火	業務開発部会	13:30～	業務開発部
		研究会会長会	14:00～	業務開発部
7	水	業務特別指導員連絡会		業務研修部
		足利市市民相談室　行政書類（遺言など） （於：足利市役所１Ｆ市民相談室）	13:00～16:00	足利支部
8	木	登録説明会	10:00～	総務部
12	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
13	火	栃木県立美術館訪問	10:00～	広報部
		編集会議	13:30～	広報部
14	水	ＴＩＡ相談会	10:00～	総務部
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:30～16:30	足利支部
16	金	行政書士試験責任者説明会（於：八重洲富士屋ホテル）	13:30～	(財)行政書士試験研究ｾﾝﾀｰ
20	火	行政書士基礎講座（はじめての相続業務）	13:30～	業務研修部
21	水	登録説明会	10:00～	総務部
22	木	＜静岡会研修講師＞産廃研修（金敷）		業務研修部
24	土	第２回ＡＤＲ調停人養成講座	10:00～	業務開発部
25	日	那須支部研修会（於：西那須野公民館）	14:00～	那須支部
26	月	国際業務研究会設立総会	13:30～	業務開発部
		宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00～17:00	宇都宮支部

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」の公布について
～日行連より～

平成２２年５月１９日付で、「産廃物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。同法施行は公布の日から１年以内で予定されております。

つきまして、下記の通り環境省の発表資料が掲載されているURLをご案内いたします。

各単位会におかれましては、所属会員への周知方についてご協力いただけますようお願いいたします。

記

○添付資料（法律概要、要綱、条文、新旧）

http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010.html（環境省HP）

○栃木県行政書士会会員専用ページのトピックスに同様の資料を掲載していますので、ご参考下さい。

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題	備考
149	H22. 5. 6	住宅用太陽光発電導入支援対策費の補助金申請について	
159	H22. 5.11	中小企業応援センター事業に係る対応について（再通知）	
199	H22. 5.14	種苗法成功規則の一部を改正する省令及び種苗法第２条第７項の規程に基づき重要な形質を定める件の一部を改正する告示の施行について	
209	H22. 5.17	日系人就労準備研修事業に係るご協力について(お願い)	
233	H22. 5.25	全国中小企業団体中央会からの委託業務に関するご連絡	
249	H22. 5.28	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」の公布について	
255	H22. 6. 1	省エネ法等に関する監察案件への対応について	
261	H22. 6. 1	犯罪被害財産支給手続開始決定公告の周知について	

他会の動きダイジェスト

・「行政書士ＡＤＲセンター愛知」認証取得記念式典開催	愛知会
・全国初、三カ国語（日本語、英語、中国語）の外国人電話無料相談スタート	神奈川会

種苗法施行規則の一部を改正する省令及び種苗法第２条第７項の規定に基づき重要な形質を定める件の一部を改正する告示の施行について　～日行連より～

「種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成２０年４月１日農林水産省告示第５３４号の一部を改正する告示」が、いずれも平成２２年３月３１日付で公布され、同年４月１日より施行されました。

施行にあわせて、農林水産省生産局知的財産課より通知文書を受領しましたので、業務参考資料として送付させていただきますので、ご活用いただくようお願い申し上げます。

○参考資料につきまして、栃木県行政書士会会員専用ページのトピックスに掲載していますので、ご参考下さい。

住宅用太陽光発電導入支援対策費の補助金申請について　～日行連～

国が実施する低炭素社会実現の一環として、一般家庭への住宅用太陽光発電システムの導入促進を行う住宅用太陽光発電導入支援制度があります。本制度に基づき対象の太陽光発電システムを設置して、一定の補助金申込要件を満たした申請者は、システム設置費が補助金として交付されます。（平成２２年度の応募期間は、平成２２年４月２６日から１２月２４日まで）

補助金の交付を希望する申請者は、（社）太陽光発電普及拡大センター（Ｊ－ＰＥＣ）に対して、「補助金申込書」等の必要書類を作成して申請することが求められており、当該申請の手続代理者として、行政書士または行政書士法人が定められています。

業務情報としてご案内いたしますので、所属の会員への周知についてご協力いただきますようお願いいたします。手続きのスキーム等の詳細については、Ｊ－ＰＥＣのホームページをご参照願います。

○＜参考ＨＰ＞（社）太陽光発電普及拡大センター（Ｊ－ＰＥＣ）http://www.j-pec.or.jp/index.html

○参考資料につきまして、栃木県行政書士会会員専用ページのトピックスに掲載していますので、ご参考下さい。

第２１回全国女性行政書士交流会ＩＮとちぎ開催のお知らせ

第２１回全国女性行政書士交流会ＩＮとちぎ
世話人代表　手塚　理恵

毎年全国の女性行政書士が一同に会し、各単位会の情報交換を通じ交流を深めてきました。今年は栃木県が当番県となり開催します。交流会の中で新潟県会長の相羽利子様に講演をお願いすることになりました。この講演会は栃木県行政書士会会員はどなたでも傍聴できますので、是非ご参加下さい。

記

日　時：平成22年7月3日13：00～14：00
場　所：鬼怒川グランドホテル　夢の季
　　日光市鬼怒川温泉大原1021
　　ＴＥＬ 0288-77-1313
講　師：相羽利子様（新潟県行政書士会会長
　　日行連常任理事　広報部長）
演　題：新潟県行政書士会の取り組み、日行連理事として
参加費：無料
申　込：必要なし

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回、栃木県立大田原高等学校すぐそばにあります厚木壽夫会員の事務所におじゃましました。

氏　　名　厚木　壽夫　（あつぎ　としお）
事務所所在地　大田原市紫塚三丁目２６５３－３
入　　会　平成１５年１２月１９日

●行政書士と兼業で行っているものはありますか？
「不動産管理を含む不動産業」

●どのような動機から入会されたのですか？
「住宅会社勤務時代に、宅建等の資格を取得していましたので、退職後、不動産業を行う際にも、行政書士であれば両立もでき、相乗効果を生むと考えたためです」

●得意業務は？
「土地売買・開発等の不動産に関する業務です」

●苦労なさっていることはありますか？
「法律・条例等は改正があるため、常に最新の知識を身につけていなければならないというところに苦労しています」

●行政書士になって良かったと思うことはありますか？
「支部での無料相談会は、行政書士制度のＰＲや、地域における社会貢献の一環等としての意味合いもありますが、逆に、相談にいらした地元の方から教えて頂くこともあり、行政書士になったからこそ、その活動を通して増やせる知識があるということです」

●モットーは？
「誠心誠意」

●業務を行うにあたって、心がけていることはありますか？
「まずは、常に勉強です。苦労していることでもある法律等の改正に、常に対応できるように勉強しなければなりません。
また、様々なニーズに応えられるよう、業務をスムーズに進めるためにも、他士業者や関係業者とのネットワークの構築を心がけています」

●好きな言葉はありますか？
「【七人の侍】にでてくる
『三軒を守っても二十軒がつぶれれば
元も子も無い
二十軒がつぶれれば三軒の生きる道は無い
他人のことが守れぬ奴は自分も守れぬ
他人を守ってはじめて自分も守れる
戦とはそういうことだ』
という志村喬のセリフが好きです」

●好きな場所等はありますか？
「田園風景…特に、稲刈り後の晩秋の田舎の風景が好きです」

●これから新たに行ってみたいことはありますか？
「旅行です。特に日本では四国に行ったことがないので、是非行ってみたいと思っています」

●趣味は何ですか？
「歴史関係の書籍を読むことです」

●今後の抱負等、何か一言お願いします。
「世の中の状況からも、成年後見に関する業務の必要性が高まることが考えられますので、今後はさらに、成年後見制度を仕事に取り入れていきたいと思っています」

専門分野をお持ちの上に、その他の分野についても、常に勉強され、誠実に、相談者の幅広いニーズに対応されている厚木会員には、相談にみえた方も、その対応で、精神的にも大きな安心感も与えられていることでしょう。「常に勉強することが、誠実に依頼に応えることの一歩になる」と改めて感じる訪問となりました。

（那須支部支局長　冨田倫子）

“フェスタmy宇都宮2010“
～ときめいて今！この街が好き～ から

宇都宮

宇都宮支部が毎年無料相談会を出店する「フェスタｍｙ宇都宮」。５月２３日、予想は雨。重苦しい曇り空の中、それでもたくさんの市民が家族連れで会場を訪れた。

フェスタｍｙ宇都宮は、４月１日の「宇都宮市民の日」を記念した市民参加型事業で、市内の多くの企業、団体の協力を得て、大規模に展開されている。今年で２３回目を迎えた。

これまで駅東マロニエプラザ周辺で開催されていたが、中心街活性化のため、今年はじめて会場場所を変えた。宇都宮城址公園、バンバ広場、オリオンスクエアなど、宇都宮の中心街６カ所で様々な催しが行われ、中心街全体がお祭りの熱気で包まれた。

城址公園会場では、御本丸広場いっぱいにカラフルなとんがりテントの屋台村ができ、公園の外堀沿いや通路にもびっしりと、その数およそ１４０近く。国内外の食べ物や手工芸品、伝統の太鼓や健康相談、国籍を越えた支援など、展示内容は多彩で思わぬ発見があった。ステージではフラダンスやよさこい踊り、バンド演奏等、熱気にあふれたパフォーマンスが続く。そして、思いがけない人に出会うのもこうした催しでの楽しさである。

宇都宮支部は、今回４回目の参加。メインの城址公園のステージが見える一角を借りることができた。午前９時過ぎにはメンバーが集まり、アドちゃんジャンパーを羽織って、リーフレットを手渡し宣伝に努め、無料相談件数も１３件と好調であった。中には、前回訪れた人もいて、こうした活動が認知されつつあることを知る。午後からの雨は残念であった。

さて、フェスタの呼び物のひとつ、「宮の中心で愛をさけぶ」は、城址公園清明台２階から、二荒山神社方向に向かって、宇都宮の大好きなところを大声で叫び、声の大きさやユニークさを競うもの。餃子やジャズ、カクテルの街として、宇都宮の良さを積極的に内外に発信する関係者の思いがここにも伝わる。たくさんの人に愛される町に、という思いは、宇都宮を年々美しく変容させてきた。

これからの季節、ジャズの生演奏を聴きながら、ぶらり街歩きも楽しい。田川河畔や釜川プロムナードの水音に耳を傾けると、先人たちの熱き心にふれるような気がするは、このところの歴史ブームのせいだろうか。

（支局長　遠藤美代子）

支 局 情 報

【足　利】

足利支部定期総会開催

５月８日（土）午後４時３０分より足利市民プラザにおいて平成２２年度足利支部定期総会が開催された。会員６８名中、出席１５名、委任状出席２２名であった。

平成２１年度事業報告、決算、平成２２年度事業計画、予算が審議され議案承認された。足利支部では昨年１１月、任期途中であるが廣田支部長が一身上の都合により支部長を辞し書士会を退会されたのに伴い、金井支部長が選出された。その折、支部規則の不備が指摘され本総会において支部規則改正が審議され議案承認された。また廣田支部長が県理事を兼ねていたことより県理事の欠員補充、新県理事候補者が審議され議案承認された。午後５時２８分、本総会は閉会した。

（支局長　木村昇）

【小　山】

小山支部定期総会開催

平成２２年５月１３日（木）午後４時より、小山市内「パレスホテル」にて、平成２２年度定期総会が開催されました。会員数９４名のうち、出席者数３３名、委任状提出者数３３名の合計６６名を以って総会は適法に成立し、議案審議は平成２１年度事業及び決算報告・監査報告・２２年度事業計画案及び事業計画案の順に行われ、すべて承認可決されました。

今年は、小山市主催の専門家による無料相談会の委託を受け、毎月第３水曜日に予約制で行うことが予定されており、行政書士のＰＲ活動の一環として、さらに充実した１年となりそうです。また新入会員も多く入会し、会員数１００名に達する勢いの小山支部ですが、更なる資質の向上を目指し、安心して仕事をご依頼いただける環境をつくるために、一つ一つの活動を地道に続けていくことが必要であると改めて感じました。

（支局長　作道みゆき）

【佐　野】

佐野支部定期総会開催

５月１５日（土）午後２時より、佐野市富岡町旭館において平成２２年度佐野支部定期総会を開催した。

議案内容は、平成２１年度事業経過報告、同決算報告、平成２２年度事業計画、同予算について。審議の結果、報告および案は承認された。

その後、行政書士法制定６０周年記念として佐野市議会議員、栃木県行政書士会議員連盟会員、佐野支部会員である金子保利氏による「佐野市の現状と将来の展望について」の講演が行われた。

終了後、同所で行われた懇親会により会員相互の親睦を図った。

（支局長　江藤正巳）

【那　須】

那須支部定期総会開催

５月８日、那須塩原市「遊山」において、平成２２年度那須支部定期総会が開催されました。

出席会員１６名、委任状出席３４名のもと、以下の議案について審議されました。

１．平成２１年度事業報告・収支決算承認・監査報告
２．平成２２年度事業計画・収支予算について
３．日本行政書士政治連盟栃木会那須分会総会
　　平成２１年度活動経過報告承認と
　　平成２２年度活動方針について

昨年度の事業報告の中では、昨年度の定期総会において事業計画とされていた活動の他、当初計画にはありませんでしたが、那須支部の活動としては初めて、那須塩原市巻狩まつりに参加し、チラシ及び希望者への無料相談券の配布を行いましたので、その説明及び報告が行われました。この巻狩まつりへの参加は、その際配布した無料相談券の後日利用等の結果からも、啓蒙活動に繋がると考えられ、今年度も引き続き行うことになりました。

その他、４月に行われた役員会での結論通り、無料相談会についても、テーマを絞った相談会を行う等、今までとは異なる形でも行政書士のＰＲ活動を行っていくということも話合われました。

最後に県理事の田沼芳友会員から栃木県行政書士会での決定事項や方向性等が伝えられ、普段、県会の諸事項に関して密接に関わっていない会員にも、県会の動き等が分かり、身近に感じることができた支部総会だったのではないでしょうか。

（支局長　冨田倫子）

那須支部役員会開催

５月２８日、那須塩原市「遊山」において、平成２２年度那須支部第２回役員会が開催されました。「支部会員親睦旅行」「支部研修会」「制度推進事業」等について協議され、以下の通り決定致しました。

〇支部会員親睦旅行について

過去、那須支部での親睦旅行は、日帰りで実施されており、回を重ねるごとに、無理なく予定を組める旅行先を検討することが難しくなっていました。そのため、本年は、県会との共催という形で、県会で予定されている１泊２日のバス旅行に参加するということになりました。

〇支部研修会について

那須支部では、この数年相続と土地関係にテーマを絞り、研修会を行っております。相続については、相談内容はケースごとに幅広く、土地に関する業務も､幅広い知識等を必要とされますので、新たな、またより深い知識を得るためにも、本年も同テーマについての研修会を行うことになりました。

〇制度推進事業について

支部としての無料相談会は､本年８月・１０月・来年２月に計６回開催し、三士会の無料相談会にも参加する予定となっております。また、ＰＲ事業として、昨年に引き続き「巻狩りまつり」へ参加し、その他産業文化祭等への参加についても検討することになりました。

過去の支部事業に、改善・新たな試みをプラスしながら継続していくことで、事業本来の目的達成度合が上がり、事業の実施が、会員同士の貴重な情報交換の機会にもなり、支部の活性化及び各会員の事業拡大に繋がっていくことでしょう。また、思わぬ相乗効果が生まれることもあるのではないでしょうか。

（支局長　冨田倫子）

【宇都宮】

宇都宮支部定期総会開催

新入会員自己紹介

平成２２年度宇都宮支部定期総会が、５月１５日、ホテルニューイタヤにおいて開催され、出席者数は、支部会員数２５０名のところ、本人出席４７名、委任状提出９６名の１４３名でした。

本総会では、昨年度の様々な宇都宮支部の活動報告及び今年度の活動計画について慎重な審議を行い、参加者全員の賛成を持って可決承認されました。引き続き行われた日政連栃木会宇都宮支部の定期大会もスムーズに議事が進められ、総会同様、全ての議案について参加者全員の賛成を持って可決承認されました。

その後、同ホテルで定例の懇親会が催され、会員相互の親睦を深める有意義なひとときを過ごしました。　　（支部理事　小平裕一）

宇都宮資産税税務研究会総会開催

平成２２年６月２日（水）午前１１時より、宅地建物取引業協会県央支部と行政書士会宇都宮支部で組織する宇都宮資産税税務研究会の第１４回総会が、宅建協会３階会議室で行われました。今年度は宅地建物取引業協会県央支部の役員改選もあり、代議員の顔ぶれが変わり、初の顔合わせとなりました。総会は４２名の議員数のところ２７名が出席し定足数３分の１を満たし、議事の審議に入りました。審議内容は第１号議案で平成２１年度の事業報告、第２号議案で収支報告をし、承認されました。また、第３号議案で平成２２年度の事業計画、第４号議案で収支計画を提案し満場一致で可決いたしました。（支部理事　安野光宣）

宇都宮支部役員会開催

６月２日午後１時半より行政書士会館にて理事会が開かれた。本年度の事業計画を具体的に進めるため協議が行われ、以下のとおり決定した。

〇懇親旅行　福島会津若松（９／１１、１２）

本会との共催とし協力する。

〇研修会の開催

入管、契約、土地関係など４回開催

宇都宮資産税研究会の研修（８／４予定）開催

〇無料相談会の実施

通年行なわれる無料相談に加えて､城址まつり、フェスタｉｎパルティ、インターパークなど３カ所。フェスタｍｙ宇都宮は実施済み。

〇本会行政書士制度強化月間の事業に協力

官公署窓口の名簿更新は２年に一度とする。

行政書士の知名度アップのため、今後も無料相談の機会を増やすなど、積極的な意見交換がなされた。

続く幹事会では、活動計画のひとつ参議院選挙の推薦支援についてと、会員である「知事を囲む会」の開催予定などが話し合われた。

また、市議会議員選挙を来春に控えた郷間議員には、これからも書士議員としてご尽力いただけるよう支援をしていくこととなった。

（支局長　遠藤美代子）

正解のない問題について

手元に朝日新聞「声」欄への投稿のスクラップが５点あります。昨年の夏頃から今まで私の頭の中をグルグルと悩ませている、正解のない問題に関する内容です。

最初は、「自宅でみとり／なぜ検視なのか」というタイトルで掲載された、愛知県春日井市の６４歳主婦からの投稿（平成２２年２月２日付）の要旨です。

胃がんだった姑は、複数の医師の意見もあり、高齢なので積極的な治療をせずに自宅で穏やかに過ごしていたが、家族が就寝中に急逝してしまった。主治医の指示で警察に連絡したところ、「検視」として刑事から質問攻めにされて、穏やかな旅立ちが踏みにじられてしまった。

次は、横浜市の４７歳の医師から寄せられた投稿への見解（同年２月１０日付）の要旨です。通常、継続診療している方が亡くなられた場合、医師は「死亡診断」をすることが可能で、診療中の病気と異なる疾患で死亡したと診断した場合は「死体検案」をしなければならないが、死因が異状と判断されなければ警察介入はなく、生前２４時間以内に診察をしていないと死亡診断ができないと医師が誤解していた可能性があります。正しくは、継続診療中に亡くなられた場合、受診後２４時間以内なら死後診断をせずに死亡診断書を交付できるという意味です。

私の母も本人の希望からギリギリまで自宅で療養していました。主治医からは「容態が急変した場合すぐに病院へ連れて来てください」「そのままスッと逝ってしまう可能性もありますから、気をつけてください」と言われていました。苦しまずに自宅で逝けるのならば、それでもいいと私は考えていましたが、漠然とですが「死亡診断」についても考えていました。そのときにはどうすれば？　誰に連絡すれば？　真夜中に容態が急変した場合にすぐに動けるように、この冬、靴下を履いたまま寝る習慣がついてしまいました。私がこの２つの投稿を読んだときには、私の「死亡診断」に対する不安は解消（？）されてしまっていましたが……。

３つ目は、「気丈な父に余命知らせず後悔」というタイトルで掲載された、川崎市の３７歳の国家公務員から寄せられた投稿（平成２１年１２月１６日付）の要旨です。

昨年２月に小細胞肺がんで余命が短い、と医師から宣告されていた父が１０月に永眠したが、余命を本人に伝えられなかった事を後悔している。病名を告知されてからも、落ち込んだり愚痴をこぼしたりすることもなく、平常心を保つ精神力をもっていた父に対しては、「残された期間を伝える」ことができたのではないか、と私は強く思っている。

この投稿に対しても、千葉県八千代市の６４歳主婦からすぐに反響があり、「余命宣告は患者の気力損なう」というタイトルで掲載されました（同年１２月２３日付の要旨）。

４年前にがんを告知されながらも、前向きに通院生活を送っていた夫は、１月下旬、主治医から初めて余命宣告に近い話を聞かされて急に気力が萎え、約３週間後にあっけなく永眠しました。「余命は知りたくない」と願っていた夫の日記には「病名告知より、ショックが大きい」という主旨のことが書いてありました。だから、後悔は無用だと思います。

この２つの投稿を読んだとき、母は自宅で療養中でした。約２年間抗がん剤治療を受けていましたので、当然ながら「病名」については知っていました。日記に「命を維持することは大変だ」と乱れた字で記してあったように、副作用に苦しみながらも闘っていました。しかし、「余命」については話せませんでした。ギリギリまで自宅で療養していた母は、入院して１０日余りで旅立ちました。

最後に東京都文京区の１６歳高校生からの投稿を一部抜粋します。

「私は４年前に母を亡くした。今も苦しみながら亡くなった姿を鮮明に思い出す／母のがん細胞は体中に転移していて、幾度も困難な治療を行ったが一向に効果がなく、私たち家族は医師から抗がん剤の投与の中止を打診された。だが、私には母を亡くすことが耐えられず、回復を信じて反対し、結果的には母にはつらい治療を受け続けさせてしまった。３ヵ月後に母は逝った／母が「楽に死にたい」と言った時、私はなぜ母に苦しみを長引かせない選択肢をあげなかったのか、なぜ最後まで母を苦しめたのか、後悔している」（平成２２年２月１４日付）。

４年前だと、当然ながら投稿者は１２歳位です。母を亡くすということは、大人になってからでもこれほど心にダメージを受けるのだから、大人になる前だったら耐えること乗り越えることはなおさら難しいことです。受け入れられない、信じたくないことです。必ずしも、時間が解決するとも思えません。母の場合は、昨夏に「薬」の効果が薄れると同時に、副作用がひどくなってきたので、主治医から提案された「積極的な治療の中止」を、私１人の判断で受け入れてしまいました。余命は本当に短い時間でした。でも、「積極的な治療の中止」のお陰で最後の〝おだやかな秋〟を過ごすことができました。そう信じています。投稿者の「抗がん剤の投与の中止」は「母を亡くすこと」に直結してしまう気持ちもわかります。母は自分の「余命」についてどう考えていたのかな？　もう１度、自宅に帰れると信じていたのかな？　でも、すべては「結果論」です。正解など、ありません。

（足利支部　杵渕　徹）

イロハのイの字は・・・

当事務所は運輸支局の前である。

支局は４時までなので、時間中はバタバタの連続である。

「教えて下さい！」とあわてて入って来るお客さんも多い。

ーん？見たことある人だ。ディーラーの人だっけ？ー

「ハイ、なんでしょう？」と立ちよる。

話していくうち、行政書士だとわかった。

印刷物を出し、具体的なことでなくアレコレ質問が始まる。

講習を受けたけど、よくわからなくて・・・

支局ではジャマにされたか、なんかこわいので・・・などと言う。

私は急ぎの仕事を中断して、相手してしまった以上、心の中でジリジリしても質問に付き合う。

ここのところ、このような若い（?）というか新しい行政書士が何人か来た。勉強する・教わることはもちろん良いことだが礼儀として

㋑電話で訪問を告げて
㋺顔を出したら自分の名を言って
㋩要件は手短に要領良く

を心がけて欲しい。

教えることについては、吝かでないし、協力の気持ちは充分持ち合わせているつもりである。上記イロハは、基本だと思う。

（新人応援人）

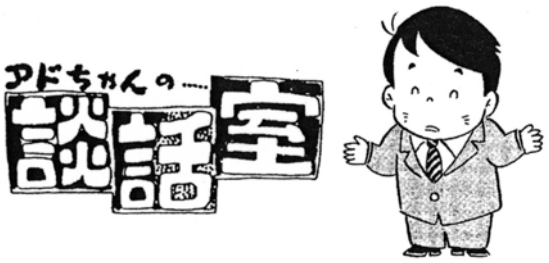

平成２２年度定期総会開催

平成２２年５月１８日（火）午後１時から、宇都宮市の「護国会館」１階高砂殿の間に於いて、当会名誉会長でもある、福田富一栃木県知事のご臨席を賜り、会員４７０名が出席（本人出席１０９名、委任状出席３６１名）のもと、平成２２年度栃木県行政書士会定期総会が開催されました。

栃木県知事の挨拶、栃木県知事表彰状授与、栃木県行政書士会会長表彰状および感謝状授与があり、その後、議長団として足利支部の松長健会員、佐野支部の椎名竹一会員が選任され、就任挨拶のあと議案審議に入りました。各議案については、滞りなく審議され、いずれも原案通り可決承認されました。

議案第１号
　平成２１年度補正予算並びに事業報告同決算について
議案第２号
　平成２２年度事業計画並びに同予算について
議案第３号
　借入金限度額の承認について
議案第４号
　栃木県行政書士会会則一部改正について
議案第５号
　日本行政書士会連合会定時総会に関する事項について
議案第６号
　役員の補欠選任について
　役員には、足利支部の倉持友弘会員が選任されました。

（広報部専門部員　齋藤 丈威）

栃木県知事 福田富一氏

宇都宮市長 佐藤栄一氏

日本行政書士会連合会
副会長 高玉功稔氏

議長団

栃木県知事表彰
栃木県行政書士会会長表彰、栃木県行政書士会会長感謝状授与

政連だより

平成２２年度定期大会開催

総会に引き続き日政連栃木会定期大会が開催されました。

開会の言葉、会長あいさつに続き、出席された栃木県行政書士議員連盟議員である、宇都宮市議会議員郷間康久氏、西方町議会議員山ノ井一男氏が紹介されました。

祝電披露後、代議員７７名中７６名の出席（本人出席７３名、委任状出席３名）をもって審議に入りました。

議案第１号
　平成２１年度運動経過報告の承認について
議案第２号
　平成２１年度決算報告の承認について
　監査報告
議案第３号
　平成２２年度運動方針について
議案第４号
　平成２２年度予算について

以上すべての議案が承認可決されました。

（広報部専門部員　齋藤 丈威）

栃木県行政書士議員連盟顧問
参議院議員　簗瀬進氏

宇都宮市議会議員
郷間康久氏

西方町議会議員
山ノ井一男氏

KOMOREBI 木もれび

大型連休の一つ、GW（ゴールデンウイーク）。一週間前にふと目に入った一枚の折込チラシ「まだ間に合うＧＷ！水上温泉１泊２日９，８００円！」思わず受話器に手を伸ばしました。ギリギリで泊まる宿をゲット。当日は快晴に恵まれ、家族総勢７名元気に水上へ出発しました。いろいろ手作り体験のできる「たくみの里」では何十年かぶりに自転車に乗り、坂道の多い広い敷地内を移動しました。みんな久しぶりの自転車でケガなんかしないよね、と思っていた矢先、母が坂道で転倒。痛い、痛いと言いながら、なんとか２日間を乗り切りました。旅から帰って念のため母を病院へ連れていくと、先生もびっくり。なんと右腕の亀裂骨折。「よく我慢できましたね～」とほめられて？帰ってきました。

その日から私の生活は一変。家事、育児、子供の習い事の送迎等々、自分がいかに母に頼っていたかを思い知る毎日となりました。仕事も、左手では字も書けず簡単なファイリングもできないため母の分もこなす日々。あ～大変だーと思っていたのですが、最近は少し慣れて、お風呂で子供の髪と母の髪を交互に洗いながら、なんだか楽しいなと思えるようになりました。先日、娘の歯が抜けて初めて大人の歯が生えてきました。まあいいこともあれば悪いこともあるし、介護の入口を覗いたような感じではありますが、しばらくは長い母の日キャンペーンと思って楽しもうと思います。でも当分は父にも母にも元気でいてもらわなければ！

みなさんも自転車には気をつけて。坂道で右ブレーキをかけてはいけないのですよ。

（支局長　作道みゆき）

国際業務研究会　設立総会
会員募集！

業務開発部

行政書士業務の中でも特に専門性が高く、将来性に富んでいるのが国際業務です。

日本社会では、来日外国人・定住外国人が増加し、それに伴って国際結婚・多重国籍者が増加しています。彼らが仕事や日常生活の中で抱える様々な問題に対応する業務すべてが、まさに「国際業務」なのです。

在留資格諸手続きなどの入管業務をはじめとして、結婚・離婚、国籍得喪などの身分関係業務は行政書士の活躍分野です。しかし国際業務はそこにとどまらず、外国企業の日本展開、外国人の日本での起業、日本人の海外就職・留学、多国籍企業の内外展開などのビジネス分野でも行政書士の活躍が期待されます。激変する世界を見つめ、常に変動し進歩する国際社会に積極的に関わっていく国際業務は、まだまだ手つかずの部分の多い魅力ある分野なのです。

今回発足する国際業務研究会では、入管業務の底力を蓄えるとともに、未知の分野を開拓するための調査・研究を行い、行政書士の業務と専門力の拡大をめざします。

未来に挑戦していこうとする熱意ある会員の参加を求めます。

日　　時　平成２２年７月２６日（月）１３時３０分から
場　　所　行政書士会館２階会議室
参 加 費　総会等で別途協議

申し込み締切：７月２０日（火）
ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０

---------- 申し込み ----------

平成２２年　　月　　日

国際業務研究会員に登録します。

７月２６日の国際業務研究会設立総会に　出席／欠席　します。

支部	氏名	
住所	電話	FAX

宮崎県口蹄疫被害に対する義援金のお願いについて

既に多くの報道によりご承知いただいておりますとおり、宮崎県における口蹄疫の発生により、県内の畜産業界が大きな被害を受け、地域経済全体に甚大な影響を与えております。

このため、本会としても社会貢献の一環として、宮崎県に対する義援金を募りたいと考えております。栃木県行政書士会館事務局に募金箱を設置いたしますので、会員の皆様のご協力をお願いいたします。

平成 22 年度　研修会日程表

研修内容の詳細と申込書については、研修会開催月の１～２ヶ月前の行政とちぎに掲載します。
申し込みの際には、行政とちぎの申込書を利用し、ＦＡＸでお申し込み下さい。
行政とちぎ各号の詳細に特に記載のない限りは、栃木県行政書士会館２階で開催します。
都合により、研修内容や日時が変わる場合は、行政とちぎで随時お知らせします。

※１　「会」･･･会員のみ参加可。　空白･･･会員、補助者、事務員の方の参加可。
※２　主催の部で用意する資料の他にご購入いただくテキストです。

No.	研修名	開催日時	申込〆切	受講対象※１	テキスト※２	試験有無	受講料（円）
1	行政書士基礎講座　第４回 **相続業務**	H22. 7/20(火) 13:30～	7/15(木)	会	－	－	無料
2	**ADR 調停人養成 PG　基礎編**　第２回	H22. 7/24(土) 10:00～	7/22(木)	会	－	－	無料
3	**自動車ワンストップサービス**	H22. 8/ 7(土) 13:30～	7/30(金)	会	－	－	500
4	行政書士基礎講座　第５回 **会計記帳**	H22. 8/17(火) 13:00～	8/12(木)	会	－	－	無料
5	**登記事項証明書のオンライン請求**	H22. 8/26(木) 13:30～	8/20(金)		－	－	500
6	**ADR 調停人養成 PG　基礎編**　第３回	H22. 8/28(土) 10:00～	8/26(木)	会	－	－	無料
7	特別研修 **出張封印**	H22. 9/ 7(火) 13:30～(予定)	8/27(金)	会	－	－	500 (予定)
8	**事業承継研修会**	未定	未定	会	－	－	500
9	行政書士基礎講座　第６回 **事実証明**	H22. 9/21(火) 13:30～	9/16(木)	会	－	－	無料
10	**ADR 調停人養成 PG　基礎編**　第４回	H22. 9/25(土) 10:00～	9/22(水)	会	－	－	無料
11	一般研修 **行政書士事務所経営**	H22. 10/14(木) 13:30～	9/30(木)	会	－		500
12	行政書士基礎講座　第７回 **産業廃棄物**	H22. 10/19(火) 13:30～	10/14(木)	会	－	－	無料
13	特別研修 **産業廃棄物（1時限目～4時限目）**	H22. 11/11(木) 9:30～	10/29(金)	会	－	有	500×4
14	行政書士基礎講座　第８回 **都市計画法**	H22. 11/16(火) 13:00～	11/11(木)	会	－	－	無料
15	**ホームページ作成研修会**	H22. 12/10(金) 13:30～	12/ 3(金)		－	－	500

※ＡＤＲ調停人養成講座は、上記掲載の「基礎編」の後、「中級編」「上級編」「模擬調停」の研修会開催についても検討中です。決まり次第、行政とちぎ誌上でお知らせしていきます。

No.	研修名	開催日時	申込〆切	受講対象※1	テキスト※2	試験有無	受講料
16	行政書士基礎講座　第９回 **風営法**	H22.12/21(火) 13:30～	12/16(木)	会	―	―	無料
17	行政書士基礎講座　第 10 回 **外国人関係業務**	H23.1/18(火) 13:30～	1/13(木)	会	―	―	無料
18	法定業務研修（２日間） **「遺言・相続・遺産分割」**	H23.1/26(水) H23.1/27(木) 10:00～	12/17(金)	会	1,050	有	500×2
19	行政書士基礎講座　第 11 回 **建設業**	H23.2/15(火) 13:00～	2/10(木)	会	―	―	無料
20	**不動産・商業登記の** **オンラインによる閲覧・出力**	H23.2/18(金) 13:30～	2/14(月)		―	―	500
21	行政書士基礎講座　第 12 回 **農地法**	H23.　3/15(火) 13:30～	3/10(木)	会	―	―	無料
22	全国研修会（旧伝達研修会） **内容未定**	未定	―	会	―	―	―

研修詳細

行政書士基礎講座　第４回

業務研修部主催

○開催日時
　平成 22 年 7 月 20 日（火）13：30～
○開催場所
　栃木県行政書士会会館２階
○研修項目および講師
　「はじめての相続業務」（行政書士　岡井　正樹）
○受講料
　無料
○申込〆切
　平成 22 年 7 月 15 日（木）必着　　※資料準備等の為、締め切り厳守！

研修詳細

ＡＤＲ調停人養成 PG 基礎編　第２回

業務開発部主催

○開催日時
　平成 22 年 7 月 24 日（土）10：00～17：00
○開催場所
　栃木県行政書士会会館２階
○研修項目および講師
　「調停人養成講座 PG 基礎編②」メディエーション研修（茨城会理事２名、栃木会理事）
○受講料
　無料
○申込〆切
　平成 22 年 7 月 22 日（木）

研修詳細

業務開発部主催

自動車ワンストップサービス研修会のお知らせ

平成２３年に本格的に導入される自動車ワンストップサービスに備え、専門家による研修会を開催します。

○開催日時
平成 22 年 8 月 7 日（土）13：30～15：30

○開催場所
総合コミュニティセンター（宇都宮市文化会館隣）宇都宮市明保野町 7-1

○研修項目および講師
自動車ワンストップサービスについて
（千葉県行政書士会副会長、日行連理事　高山正孝氏）

○受講料
５００円

○申込締切
平成 22 年 7 月 30 日（金）
※　講師に事前質問がある方は、7 月 9 日（金）までに事務局まで FAX して下さい。
質問用紙は自由形式ですが、支部名と氏名は必ずご記入下さい。

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食
7/20	行政書士基礎講座　第４回 「はじめての相続業務」	無料	7/15		—	—
7/24	ＡＤＲ調停人養成 PG 基礎編　第２回	無料	7/22		—	—
8/ 7	自動車ワンストップサービス研修会	500 円	7/30		—	—

支部名		氏　名	

募 集

下野新聞に会員名簿広告を掲載します

※デザインは未定です。

掲載イメージ（実際と異なる場合があります）

行政　アド　宇都宮市西一の沢町 ☎028−635−1411

栃木県行政書士会では、行政書士制度６０周年記念事業の一環として、「あなたの身近な相談相手行政書士」をＰＲするため、会員名（または事務所名）、事務所所在地、電話番号を掲載し、会員数の多さと新聞掲載による信頼性を訴求する予定です（掲載時期９月下旬～１０月上旬）。

この広告に掲載を希望される会員の方は、行政とちぎ（平成２２年６月号）同封の振込用紙に必要事項を記入の上、広告料を郵便局よりお支払いください。

・申込締切：平成２２年７月３０日（金）

・広 告 料：１万円

○会員名か事務所名のいずれか希望される方の掲載となります。
※選択されていない場合、会員名での掲載となります。

○掲載内容（会員名／事務所名・事務所所在地・電話番号）は、栃木県行政書士会会員名簿（平成２１年１０月１５日現在）の内容となります。なお、同名簿発行後に入会された場合及び事務所名等を変更された場合は、日行連に登録された内容での掲載となります。

○ 一会員（一事務所）あたりの掲載スペースは同一のため、文字数が多い場合は文字サイズが小さくなります。

○ 複数スペースの申込はできません。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成 22 年 5 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	宇都宮 塩濱　茂夫	22.5.1	320- 0848	宇都宮市幸町 3-1 金田ビル 2 階	028-639-1176	
	栃　木 佐藤　英樹	22.5.1	321- 0201	下都賀郡壬生町 大字安塚 913-5	0282-86-6551	
	塩　那 水上　隆生	22.5.1	329- 1311	さくら市氏家 3147-3	028-681-1019	
	佐　野 木村　達夫	22.5.1	327- 0044	佐野市下羽田町 978	0283-20-1805	
	小　山 野村　稔	22.5.1	323- 0819	小山市大字横倉新田 287-21	0285-28-9248	
	小　山 山根　輝雄	22.5.15	323- 0014	小山市大字喜沢 632-69	0285-25-7284	
	宇都宮 小林 章泰	22.5.15	320- 0852	宇都宮市下砥上町 769	028-658-2554	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
小　山	松澤孝三	22.5.30	廃　業				

【変　更】　*市町村合併に伴う変更

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
小　山	石川　圭一	事 務 所 T E L	小山市城山町 2 - 6 - 4 0285-25-5676
小　山	平出　信介	事 務 所	小山市大字土塔 619 - 2
栃　木	青木三樹男	事 務 所*	栃木市藤岡町大前 1346
佐　野	慶野実枝子	事 務 所 T E L	佐野市寺中町 2422-3 0283-24-5911
宇 都 宮	石澤　康生	事 務 所 T E L 事務所名称	宇都宮市駒生町 1359-45 028-652-6361 石澤行政書士事務所
宇 都 宮	須田　静男	事 務 所 T E L	宇都宮市鶴田町 3663-15 028-341-5054

編集後記

昨年の県政世論調査結果は、第１位、医療対策、第２位、高齢福祉対策と過去３年間第１位、高齢福祉対策、第２位、医療対策となっていましたが逆になりました。

栃木県行政書士会も、社会貢献の観点から、業務開発部を窓口に成年後見制度に重点を置いています。広報部員もいかにして行政とちぎ広報誌を活用し、宣伝していくか模索しているところです。皆様の要望に沿うよう努力していきますので、今後とも宜しくお願いいたします。　（広報部　小泉 賢）

行政とちぎ６月号 No.402

発行人　栃木県行政書士会　会長　住吉和夫
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

表紙写真：広報部　関 比佐江

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

平成22年6月15日発行
第402号 栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

暮らしの困りごと
行政書士に聞いてみよう!

行政書士は許認可・登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出などの
相談から書類作成までサポートします。

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可

行政書士相談センター 028-638-0919
（丸くいく）

電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん